第1章 計画策定の趣旨

<全国的な現状>

- ・少子高齢社会を迎え、動物を家族の一員として飼う家族が増加
- ・一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い犬の狂 大病予防注射実施率の低下など、動物に関する様々な問題が発生
- ・犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少するも、未だに多数存在

<国の状況>

- ・国は、平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動愛法」という。)」の一部を改正し、環境省が基本指針を定めること、動物取扱業の登録制、学校等における動物愛護の普及啓発を進めること、都道府県が推進計画を策定すること等を追加
- ・平成18年10月に環境省にて「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、「国基本指針」という。)」を定め、その中で都道府県の推進計画についても記載
- ・平成25年9月にも動愛法は大幅に改正され、動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化等が盛り込まれ、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化すべきと記載。また、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加
- ・また、狂犬病清浄地域とされていた台湾において、野生動物に咬まれた犬が狂犬病を 発症したことを受け、平成25年厚生労働省により、「狂犬病予防法」に基づく犬の 登録、予防注射の推進について各自治体に改めて通知

<北海道の状況>

・北海道は、国基本指針に即して、平成20年2月に推進計画としてバーライズ・プランを策定。目標として、「人と動物のより良い関係づくりを進める」、「道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現する」の2点を掲げ、重点施策として「動物の適正な飼養管理の推進」、「動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養」の2点を位置づけ

<札幌市の状況>

- ・国基本指針と北海道の推進計画に基づき、動物愛護管理行政を実施
- ・住宅地での不適切な動物管理による近隣住民からの苦情の増加等大都市特有の問題を 受け、「札幌市保健所運営協議会」の専門部会である「札幌市動物愛護管理のあり方 検討委員会」において、札幌市の実情に応じた体制の構築が必要であると提言
- ・平成27年5月に札幌市における今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想(以下、「基本構想」という。)」を策定し、「札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定」、「札幌市動物愛護推進計画の策定」、「動物管理センターのあり方の検討」を優先的に取り組む事項と位置づけ
- ・「札幌市の動物愛護管理に関する条例」を平成28年3月に公布、同年10月に施行 <計画策定の趣旨>
- ・基本構想に即して計画的に施策を遂行するために、具体的な数値目標を明確にすると ともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係団体等が果たすべき役割及び 実施する施策等を定め、「動物管理センターのあり方」についても考慮した「札幌市 動物愛護管理推進計画」を策定

第2章 動物愛護管理行政の課題

本市における動物愛護管理行政の現状と課題を整理した札幌市動物愛護管理基本構想において、以下の3つの事項を重点課題として定めました。

1 動物に対する愛護について

犬猫の放棄や殺処分数を減らすために、市民の動物愛護の精神を一層育んでいく必要があります。これまでは、飼い主に対する普及啓発活動を積極的に行ってきましたが、ペットを飼う飼わないにかかわらず、子どもから大人まで、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

2 飼育動物の適正管理について

犬の糞の放置・鳴き声・公園等の公共の場での放し飼い、猫の糞尿による不衛生・ 外猫への餌やりなど、札幌市でも依然として多くの苦情が寄せられています。また、 動物取扱業者についても不適切な方法で動物を取り扱っていることがあり、その対応 が求められています。さらに、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施 策の実施も必要です。

3 動物の飼育環境への配慮について

動物の遺棄や虐待を防止し、動物たちが少しでも幸せに暮らせるように、動物の生活の質の向上を目指して、飼い主や動物取扱業者に対し飼育環境の適正化を促すこと、そして、動物管理センター収容動物の飼育環境の適正化を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目標

動愛法の基本原則は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、動愛法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、"人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ"を目指すことを基本構想において示しました。

この計画は、基本構想に則した計画として、同様の目標を設定します。

2 推進計画策定の目的

この推進計画は、基本構想に即して、具体的な数値目標を明確にするとともに、当該目標を達成するために市民、行政及び関係団体等が果たすべき役割及び実施する施策の設定等を定めることにより、計画的に施策を遂行することを目的とします。

3 計画の実施期間

計画策定日から10年間(平成39年度末まで)

法律の改正等、社会の変化に対応していくことはもちろん、計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

4 対象地域

札幌市内全域

第4章 施策推進の基本的な視点

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が共生する社会の実現」 を図るため、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するにあたっては、以下の2つの 「視点」をその基本とします。

1 関係者の責務と役割の明確化

動物関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

(1) 行政の責務

行政は、「人と動物が共生する社会の実現」を図るために、関係者との連携や調整を行いながら、必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を担います。

(2) 市民の役割

市民は、自身の動物愛護の精神の向上に努めるとともに、動物の飼育の有無に関わらず、動物の適正管理や動物による危害の防止について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(3) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、法令を遵守し、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。また、飼い主のいない動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴います。

(4) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、定められた基準や法令を遵守し、動物を適正に取り扱うことは もとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法につ いて必要な説明や情報提供を行い、理解を促す責務を担います。

(5) 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、自主的な取組みを行うとともに、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

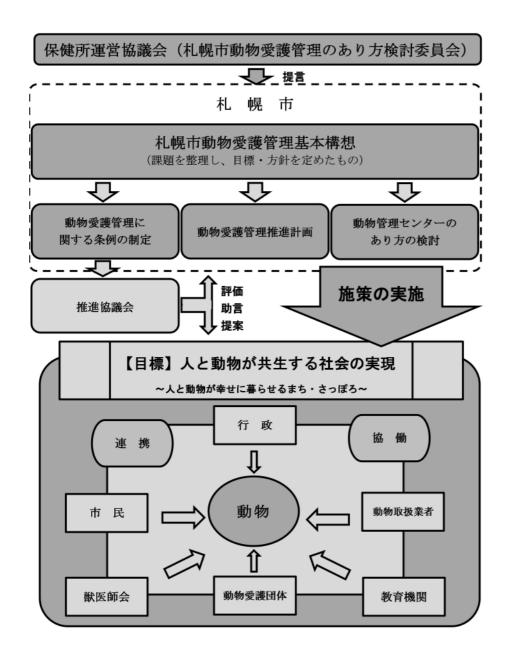
2 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように、主として行政だけで行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げる動物関係団体との連携や協力体制を構築する必要があります。

第5章 計画の推進体制

本計画は「人と動物が共生する社会の実現」を目的とした効果的な施策等の検討を行うために第三者が評価・助言・提案する場として設置された「札幌市動物愛護管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画期間において動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかを本市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に、本計画の見直しを行います。



第6章 数值目標

本計画に定める施策の効果を判定するための指標としての数値目標を設定します。

1 犬猫の「殺処分」ゼロ

札幌市では、収容動物を死亡させる処分を「殺処分」と「安楽死」に分類し、不要または収容過多を理由にした「殺処分」をゼロとすることを目指します。

また、傷病や攻撃性を理由とした「安楽死」については専門家の意見を取り入れながら、センター獣医師が慎重に判断することとします。

2 犬及び猫の引取り数(年間)の減少

平成25年に改正された国基本指針で「みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す」と示されました。

札幌市でも犬及び猫の引取り数について、平成35年度において、平成16年度比75%減となることを目標と定めます。平成36年度以降については、同様に次の20年間で75%減少となることを目指すこととしますが、国基本指針の改正や札幌市の状況に応じて、計画を見直す際に、再度検討することとします。

なお、引取り数には飼い主不明の犬猫と飼い主が飼うことのできなくなった犬猫の 両方が含まれます。

実数 平成16年度実績→平成27年度実績→平成35年度目標(→平成39年度仮目標)

犬 (頭数)
766 \rightarrow 234 \rightarrow 191 $(\rightarrow 162)$

猫 (匹数)
2636 \rightarrow 1252 \rightarrow 659 $(\rightarrow 560)$

3 すべての犬の登録

大を登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせること、そしてそれらを証明する鑑札 と注射済票を犬に装着させることは、「すべての犬の飼い主が果たすべき義務」とし て狂犬病予防法で定められています。予防注射の実施状況を含む犬の登録情報は狂犬 病予防においてはもちろんのこと、迷子収容犬の返還や遺棄・虐待の防止という観点 においても特に重要な情報です。飼い主による適正管理の基礎として、札幌市では、 すべての犬の登録を目指します。

第7章 目標実現に向けた3つの基本施策

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が共生する社会の実現」 を図るため、札幌市動物愛護管理基本構想でも定めているとおり、以下の3つを基本施 策として取り組みます。

1 動物愛護精神の涵養(動物愛護の精神を育む)

ペットを飼育する飼育しないに係わらず、動物が命あるものとの理解を深めるとと もに、動物の命を尊重し、動物を飼育する者は終生飼育や適正飼育を行うよう動物愛 護の精神を育みます。

2 動物の適正管理の推進(飼い主による適正管理)

飼い主や動物取扱業者に対して、飼育している動物が人やその他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周辺の生活環境の保全に努めるための必要な措置を講じます。

3 動物の福祉向上(飼育環境の質の向上)

飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけではなく、動物が動物 らしく生活できるよう飼育環境の質の向上を目指します。

第8章 具体的施策

施策推進の基本的な視点に基づき、基本構想の方向性に沿って、以下の施策を実施します。

1 動物愛護精神の涵養

1-1 動物愛護思想の普及啓発

<課題と方向性>

動物に関する苦情や事故については、動物を飼っていない方や子どもが関わることも多いことから、動物愛護の考え方を飼い主や動物関係者のみならず、子どもから大人まで広く市民に周知する必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関や獣医師会等)

・動物愛護イベント(強化)

動物愛護思想を広めるため、飼い主だけではなく、広く市民全体を対象として動物愛護に関わるイベントを実施します。

・どうぶつあいご教室

動物愛護教育の一環として、保育園や幼稚園で、動物とのふれあい方や命の大切さを伝えるため、どうぶつあいご教室を実施します。

• 出前講座

学校や町内会の方々を対象として、動物愛護について学び、話し合う講演会や 座談会を出前講座で実施します。

• 広報活動

広報さっぽろやホームページ等を積極的に活用し、動物愛護思想の普及啓発に 取り組みます。

・学校教育との協働(強化)

小中学校等での教育の中で、動物愛護や命の大切さについて考える機会を増やすため、教育委員会等の教育機関と協働して取り組みます。

1-2 動物愛護管理を担う人材の確保と育成

<課題と方向性>

動物に関する知識をもった動物愛護推進員やボランティアの方々の活動は、地域における動物愛護管理の推進につながっています。しかし、その担い手となる人材が不足していることから、今後は、人材の確保と育成を進める必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関や獣医師会等)

・動物愛護推進員等に対する教育体制の構築(強化)

動物愛護推進員等には、専門的な知識や適切な対応能力が求められます。よりよい動物愛護管理を推進するためにも、必要な能力を習得することのできる教育体制を構築します。

・登録ボランティアのより広い分野での活用と活動支援(強化)

これまでの動物の譲渡に加えて、収容動物のトリミングや動物愛護イベントの補助等、必要に応じてボランティア活動の場を広げるとともに、研修会等を実施します。

2 動物の適正管理の推進

2-1 適正飼育の普及啓発

<課題と方向性>

飼育動物に関する苦情が多く寄せられていることから、飼い主が動物を適正に飼育し、飼育動物による事故等を防止するよう、法令やマナーについての啓発活動を 続けていく必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

・所有者明示措置の推進(強化)

名札やマイクロチップ等を利用した所有者明示措置の促進に取り組みます。

・動物飼育相談や飼い方教室(強化)

動物をこれから飼育する方や動物を飼っている方を対象として、動物の飼育方法について相談を受けるとともに、飼い方教室を実施します。

· 公園散歩講座

犬の飼い主を対象として、散歩のマナーやルール、しつけについて学ぶための公 園散歩講座を実施します。

- ・動物についての苦情・相談に対する対応や事故発生防止に向けた啓発活動 動物による被害や迷惑を受けている方からの相談に対応をするとともに、啓発パトロールや飼い主に対する指導を行います。
- ・犬猫飼い方ガイドライン札幌版の作成(強化)

犬猫の飼い方や飼い主のいない猫への対応方法について、ガイドラインを作成します。

多頭飼育に関する啓発活動

多頭飼育の届出制度について普及啓発を行うとともに、多頭飼育による周辺環境 の悪化や飼育放棄を防ぐよう啓発指導に取り組みます。

2-2 動物取扱業者等に対する監視指導

<課題と方向性>

動物販売業者や繁殖業者による周辺環境の悪化等のトラブルや、展示業者等が飼育する特定動物の逸走による事故等を防止するため、動物取扱業者や特定動物飼養者に対し、監視指導を強化することが必要となっています。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体

・動物取扱業者の監視指導と取扱責任者研修会の充実(強化)

動物取扱業者の監視指導について、継続して取り組むとともに、業種別の取扱責任者研修会の実施等について検討し、取り組みます。

特定動物飼養者の監視指導

特定動物飼養者の監視指導について、継続して取り組みます。

2-3 犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上

<課題と方向性>

札幌市においては、登録犬の3割程度の飼い犬が狂犬病予防注射を実施していない状況であることから、狂犬病予防法で犬の飼い主に義務付けられている犬の登録と狂犬病予防注射について、啓発活動を強化することにより、犬の登録と狂犬病予防注射の実施率を向上させる必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(獣医師会等)

・犬の飼い主に対する狂犬病予防に関わる指導(強化)

犬の飼い主に対し、狂犬病予防法で義務付けられている、犬の登録と狂犬病予防 注射、鑑札と注射済票の装着について指導します。

・犬の取扱業者に対する狂犬病予防等に関わる啓発指導(強化)

犬の取扱業者に対し、犬の登録、狂犬病予防注射等の法令順守や、犬の飼い主に 対し狂犬病予防に関する適切な情報提供を行うよう指導します。

2-4 災害時における対応体制の構築

<課題と方向性>

動物の避難場所や動物との避難方法等の災害時の対応について、確立されていないことから、行政、市民、関係団体それぞれの対応方法について整理し、周知する必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関、獣医師会等)

- ・災害時における動物対策マニュアルの充実(強化)災害時において行政が適切に対応できるよう、マニュアルの充実を図ります。
- ・動物に係わる災害時対応方法の周知(強化) 市民及び避難所の運営者に対して、ガイドラインを作成します。また、動物に関 わる災害時対応方法について、ホームページやチラシにより周知するほか、避難 所運営者と連携した研修会の実施等を検討します。
- ・災害時支援物資や人員の受け入れ体制の確保(強化) 災害時支援物資や人員の受入れ体制の確保について検討し、取り組みます。

3 動物の福祉向上

3-1 保護収容動物の福祉の向上

<課題と方向性>

殺処分の減少と適正な譲渡を推進するため、保護収容動物の保管方法や譲渡方法 について、動物福祉の観点をもって取り組みます。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(教育機関、獣医師会等)

・適正な収容環境づくり(強化)

保護収容動物の適正な収容環境づくりのため、収容場所の確保、搬送や長期収容によるストレスの緩和、感染症の予防、傷病動物の診断と治療等の対応方法について検討し、取り組みます。

・ 適正な譲渡の推進 (強化)

適正な譲渡を図るため、動物の避妊去勢、しつけや訓練、トリミングを含めたケア等の対応方法について、関係団体(獣医師会や獣医系大学などの教育機関等)との連携を考慮して検討します。また、譲渡希望者講習の充実や譲渡前の十分な相性確認を行います。

3-2 動物の遺棄や虐待の防止

<課題と方向性>

全国的な社会問題となっている動物の遺棄や虐待を防止するため、警察を含めた 関係団体等との連携を強め、啓発を行う必要があります。

<具体的取組み>

担い手:行政・市民・飼い主・取扱業者・関係団体(警察、教育機関、獣医師会等)

・遺棄や虐待防止に向けた啓発

動物の遺棄や虐待防止のため、啓発指導を行います。

関係団体等(警察、教育機関、獣医師会等)との連携体制の構築(強化)

遺棄や虐待を疑う事例が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係団体等との 連携体制の構築に取り組みます。

第9章 動物管理センター(施設)の位置付けと名称

<位置付けに対する考え方>

札幌市動物愛護管理基本構想では、行政の役割として、動物愛護管理についての普及啓発、市民および事業者等の学習機会の提供、動物愛護教育の推進、人材の育成、関係団体等との連携を担うことが記載されています。また、動物管理センターは、動物の愛護と福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民が行政に参加・協力しやすい施設となることが求められています。

そこで、札幌市では動物管理センターを次のような施設として位置付けることとし、 動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称についても検討します。

1 位置付け

動物管理センターを

- (1) 動物愛護教育の中心となる施設
- (2) 適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- (3) 動物関係団体等と連携協働した活動を推進する施設
- (4) 多くの市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- (5) 保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設と位置づけます。

2 名称

動物管理センターの名称については、動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい 名称へ変更するとともに、今後、親しみやすい愛称を公募することについても検討し ます。

第10章 動物管理センター(施設)の機能強化

動物管理センターの役割を十分に担い、施策を効果的に推進するため、以下のとおり、動物管理センターの機能強化に取組みます。

1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上

- ・業務の効率化及び市民の利便性向上のため、現在2か所体制の動物管理センターを1 か所に集約することを検討
- ・多くの市民が利用し、学び、考え、交流でき、関係団体等との連携についても考慮した施設となるため、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件を、現状の立地場所(本所)を含めて検討

2 市民交流・動物愛護部門の創設

- ・現在の動物管理センターでは、動物愛護に関する交流、教育、学習の場が不足しているため、新たに市民交流・動物愛護部門を創設することを検討
- ・動物に対する考え方や動物の飼育の有無に関わらず、気軽に来所、利用できる施設へ
- ・必要な機能については、下記を基本とし、検討

機能	用途
譲渡相性確認室	ふれあいを含む譲渡相性確認
市民交流スペース	動物愛護に関する図書や映像等の資料を備え、
	市民が気軽に学習・交流できるスペース
多目的ホール	イベント・セミナー (ふれあい・動物同伴可)
ボランティア活動室	イベントに関する準備や打ち合わせを行う
個別相談室	相談や指導、譲渡時説明

3 動物保護管理部門の拡充

- ・収容動物の福祉向上のため、動物保護管理部門の拡充を実施
- ・騒音や悪臭など、周辺環境への影響を考慮し、設備の配置等について検討
- ・災害発生時における動物の避難場所についても検討
- ・必要な機能については、下記を基本とし、検討

機能	用途
収容室(犬・猫)	犬猫の収容(原則、個別収容、犬猫転用可能)
収容犬運動場(屋内・屋外)	収容犬の運動、訓練
検疫室(犬・猫)	感染症、譲渡適正の判断
隔離室(犬・猫)	感染症動物の収容、狂犬病の鑑定
傷病動物室(犬・猫)	けがや病気の動物を収容
検査室	収容動物の診察・検査
処置室	収容動物の治療・トリミング等
洗浄・消毒室	ケージや器具の洗浄・消毒
飼料庫	飼料保管
災害物資保管スペース	災害時用の物資の受入、保管